



みどりの交流 創造フィールド

発行 平成17年4月1日 長野県木曾広域連合

第20号

きそネット

羽ばたけ未来へ子どもたち
2005 開催



主な内容

- 17年度当初予算の概要
- 生ごみリサイクル始まります
- 広域連合ニュース
- シリーズ 介護保険
- 消防出動せよ

今年で14回目を迎える「羽ばたけ未来へ子どもたち」が、17団体、347名の参加により2月6日に文化公園で行われました。

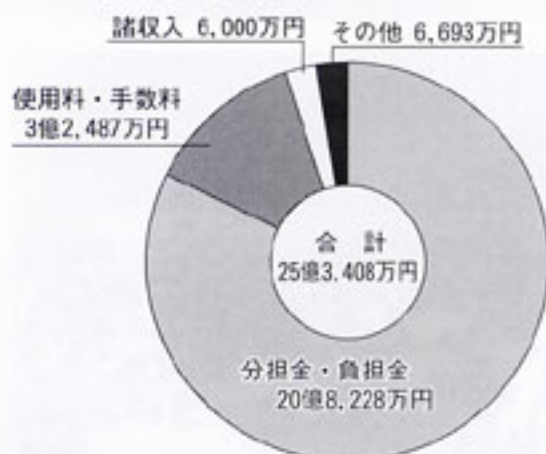
それぞれの団体がこの日のために積み重ねた練習の成果を元気いっぱい表現していました。

平成17年度 当初予算

17年度予算が2月定例議会を経て決まりました。

一般会計の総額は25億3,408万円で、前年度当初と比べて8.2%、2.2億円余の減少です。今回は、25億円の内容についてご説明します。

歳入



歳出では衛生費が40%弱

歳出を予算規模順に並べると、衛生費（39%）、消防費（22%）、公債費（15%）となります。

衛生費は、環境センター、北部・南部クリーンセンターの費用です。環境上の問題等から廃棄物の処理に多大な経費がかかっています。

広域消防（消防費）は、64名の職員が24時間体制で火災・救急活動を行っています。主な歳出は職員の人件費です。

公債費は、連合施設等の建設に係る借入金の返済です。平成16年度をピークにして今後は減少していきます。

町村合併により予算減少

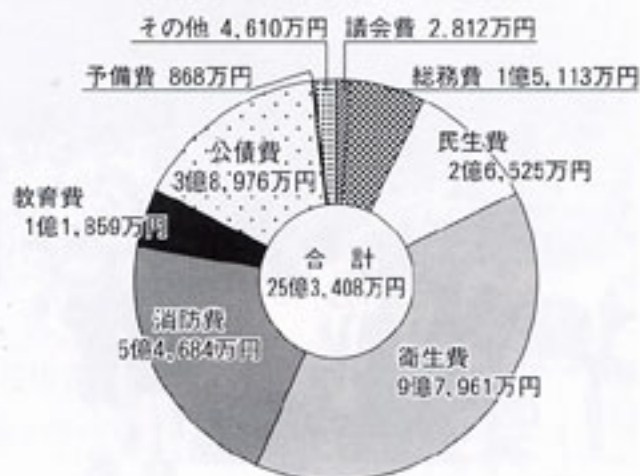
木曾郡から旧楮川村、旧山口村が脱退したことにより大きな減額となりました。主な増減は次によります。

- ・組織町村（9町村）からの分担金 △ 3.6億円
- ・塩尻市・中津川市からの負担金 1.5億円
- ・手数料（環境センター、北部クリーンセンター等）△ 0.5億円

歳入の内訳は、組織町村・塩尻市・中津川市からの分担金・負担金が82%、21億円。ごみ袋の手数料等の収入は13%、3億円余です。

広域連合は組織町村の事務を共同して行っています。その経費は住民の皆様へ使用料・手数料として負担いただくと共に、主には組織町村の分担金により処理をしています。

歳出



会計別予算額

一般会計とは、連合が行う事業の大部分を占め、連合を組織する町村の分担金や使用料等を主な財源としています。

これに対し、木曾寮の特別養護分や介護保険に基づく、特定の事業を行う会計を特別会計といいます。

会計名	予算額	前年対比(%)
一般会計	25億3,406万円	△ 8.2
木曾寮特別会計	2億1,830万円	△ 3.5
介護保険特別会計	27億6,238万円	△ 5.0
下水道汚泥特別会計	一般会計へ統合	△100.0

主要事業のご紹介



★し尿処理施設の改良事業 1,400万円

浄化槽汚泥比率の増加に伴い、処理水質の低下を防ぐため改良工事を行うものです。

★ごみの減量化、リサイクル事業 242万円

生ごみ、食用廃油のリサイクルを図るものです。皆様の更なる協力をよろしくお願いします。

★可燃、不燃物施設の補修事業 4,900万円

可燃ごみの焼却灰排出装置の補修、不燃ごみの破砕機・計量機制御部の補修工事を行うものです。

★森林整備協定に基づく間伐事業2,633万円

愛知中部水道企業団と締結している森林保全基金による間伐事業をスタートさせます。今後益々の森林整備が期待されます。

★景観形成事業 1,684万円

公共サイン（看板）の整備、管理による木曾郡内の景観形成を図ります。

★地域情報発信事業 1,343万円

LGWAN（電子自治体ネットワーク）の対応、光ファイバー網の今後の活用方法、CATV網の広報活動を行いながら、国・県の補助金等による事業展開を目指します。

★スポーツ振興基金 150万円

スポーツを通じた人材育成を目的として、県・国の代表として活躍する方に支援をするものです。随時募集をしていますので活用してください。

★木曾寮の調理業務委託事業 2,000万円

直営で実施していた調理業務を外部委託するものです。木曾寮で生活されているお年寄りへの更なるサービス向上を目指します。



一般家庭での生ごみの リサイクルが始まります！

この事業は、平成15年度に発足した当広域連合の循環型地域づくり推進懇談会（山内知明委員長）で取りまとめられた「木曾地域循環型地域づくり推進に関する提言」に基づいて行う事業の1つです。

循環型地域づくり推進へ！！

モデル事業開始！！

（上松町寝覚地区）

平成15年度に当広域連合で処理した可燃ごみの量は約1万1千トンです。

現在このごみ1トンを処理（焼却・埋立）するために約3万円（ごみ袋大一つにつき300円）もの経費がかかっています。実際にはこの他に収集経費などもかかっていますのでとても大きな額になります。

今回はこのごみの減量・ごみ処理経費の削減を図る目的で、一般家庭での生ごみのリサイクルについてモデル事業として取り組めます。

生ごみを堆肥化

生ごみのリサイクルと聞いてもなかなかイメージしづらいのですが、具体的には、現在可燃ごみの2〜3割を占める生ごみを、各家庭で分別に協力してもらい、それを自然条件下で分解する生分解性の袋で収集しプラントで堆肥化し、できあがった

堆肥を利用するという事です。

このモデル事業に上松町と同町寝覚地区が協力していただくことになりました。

今回はモデル事業としての位置付けになりますので、この寝覚地区の状況を見ながら生ごみの量や出し方、収集方法、経費等を検討・改善して、順次他地区への拡大を図っていきたくと考えています。

170トンが リサイクル

前回の広報でもお知らせしていますが、Aコープなどの食品を取り扱う事業者ですすでに生ごみのリサイクルが実施されています。具体的には、平成16年度の事業系で約170トンもの生ごみが堆肥化されており、ごみの減量化に大きな成果を上げています。

これをさらに今後は一般家庭

での生ごみについても広めていき、この木曾地域全体でのさらなるごみの減量化を推進していきます。

生ごみは、上松町同地区の近くにあるバイオプラントで堆肥化されます。

このプラントでは、昨年度から、生ごみ等の有機性資源の堆肥化事業を行っており、生ごみを焼却することなく堆肥化することで自然に循環させる、先進

的な取組みを行っています。現在ほとんどの生ごみは可燃ごみとして、焼却後埋立てられています。今後、生ごみのリサイクルが広まることによって、可燃ごみの減量化が進み、焼却施設や埋立処分場の延命化にもつながります。

これからも、環境にやさしい循環型社会に向けて地域の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



木曾広域連合ニュース

市町村合併により旧山口村、旧楢川村が木曾広域連合から脱退となりました。今後は中津川市、塩尻市との連携を深めながらの事業展開が求められています。

議会からの お知らせ

第1回臨時会（1月28日）

旧山口村の合併に伴う8議案について審議・議決となりました。

第1回定例会（2月25日）

一般質問では3名の議員が連合のあり方等について質問を行いました。

議案審議では、当初予算・補正予算を始め、旧楢川村の合併に伴う25議案について審議・議決となりました。



議会定例会の様子

合併後も連合 事務を共同処理

町村合併により、旧山口村は2月13日に岐阜県中津川市に、旧楢川村は4月1日に塩尻市に編入合併しました。

合併まで広域連合で処理をしていた事務のうち一部の事務は、合併後も広域連合で処理する事となりました。

（下表で○印のついている事務が受託事業です）

両市とも木曾より人口の多い自治体です。人口が少なく地域の広い木曾地域は、今まで以上に隣の自治体と連携を深めながら、お互いに住み良い地域を模索する事が求められています。



受託事務名	中津川市	塩尻市
公共サイン事務	○	○
介護保険徴収事務	○	
養護・特別養護老人ホーム事務		○
一次救急医療事務		○
尿の処理事務		○
奨学資金の貸付		○
下水道汚泥集約処理		○
可燃ごみの処理事務		○
消防事務		○



緑聖苑（火葬場） からのお知らせ

平成17年6月1日から、緑聖苑を利用される際に、持参していただく物に骨壺が加わります。

現在、骨壺は火葬場で用意をしておりますが、使用後の環境上の問題等から、6月1日からは、ご家族の目的に合った物を持参（葬祭業者から購入）していただくこととなりました。詳細につきましては葬祭業者までお問合わせください。

現在
埋火葬許可証
緑聖苑使用許可証



6月1日～
埋火葬許可証
緑聖苑使用許可証
骨壺
（葬祭業者より購入）

介護保険料を口座振替・現金で納付いただく方は、毎月納付となっています。4月中旬に介護保険料を記載した通知をお送りしますのでご確認ください。

なお、今回お送りする通知内での介護保険料の算出方法は、平成15年所得を基にしております。6月下旬に平成16年所得が確定するため、8月初旬に平成17年度年間の介護保険料をお知らせします。

シリーズ

介護保険情報

介護保険 Q & A

Q1 介護保険料は、どのように算出されるのですか？

A1 介護保険料は「基準額（第3段階）」をもとに、所得によって1～5段階の保険料に設定されます。第1段階の方の保険料は、「36,240円（第3段階の年額）×0.5=18,120円」というように計算されています。

段階	対象となる方	係数	年額(円)	月額平均(円)
第1	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者であって、本人および世帯全員が住民税非課税の方	基準額 ×0.5	18,120	1,510
第2	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方	基準額 ×0.75	27,180	2,265
第3 (基準額)	・世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	基準額 ×1.0	36,240	3,020
第4	・本人が住民税課税で、前年の合計所得額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	45,300	3,775
第5	・本人が住民税課税で、前年の合計所得額が200万円以上の方	基準額 ×1.5	54,360	4,530



Q2 介護保険料の納付方法は、どのようになっているのですか？

A2 介護保険料の納付方法は2通りあります。年金の額、種類によって次のようになっています。

特 / 別 / 徴 / 収

〈年金から差し引かれる方〉

老齢（退職）年金が年額18万円（月額1万5,000円）以上の方です。

4月中旬に「特別徴収開始通知書」が届きます。（緑色の文字の用紙に4、6、8月分の保険料額を記載してあります。）

年金から自動天引きされるために、特に支払などの手続きは必要ありません。

普 / 通 / 徴 / 収

〈納付書で個別に納める方〉

特別徴収以外の方は、普通徴収（※注1）となります。

4月中旬に「納入通知書」が届きます。（ピンク色の文字の用紙に4～7月分の保険料額を記載してあります。）

役場又は金融機関にて支払手続きをしていただくようになります。既に口座振替の手続きをいただいている方につきましては今までと同様に口座振替になります。

（※注1）老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみ受給されている方。老齢（退職）年金が年額18万円未満の方。65才になられたばかりの方は普通徴収になります。

Q3 介護保険料を納め忘れるとどうなるのですか？

- A3 介護保険料を納め忘れていて、滞納期間に応じて、保険給付が制限される場合があります。長期に滞納しているとご本人だけでなくご家族にも大きな負担となりますので、納付にぜひご協力いただきますようお願いいたします。



<保険給付の制限とは…>

たとえば1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際に、本来ならば費用の1割分のみを支払えばいいところを、いったん費用の全額を自己負担していただくこととなります。その後、別途申請により9割分が払い戻される事となりますが、さらに滞納が続きますと、払い戻されるはずの9割分が払い戻されずに滞納している介護保険料へ充てられるようになります。

Q4 介護保険料を納めるのが困難です。何かいい方法はありませんか？

- A4 介護保険料には、減免を行う制度があります。次の①～④のいずれかに該当する場合は、下に記載の周合わせ先までお気軽にご相談ください。

- ① 1年以上引き続き日本国外に居住している方。
- ② 監獄、労務場その他これらの準する施設に拘禁されている方。
- ③ 保険料率が第2段階に該当している方のうち、著しく生活に困窮している方。
具体的には以下のア～ケのすべてに該当する方です。
 - ア 本人を含む世帯員全員が住民税非課税である
 - イ 世帯収入（遺族・障害年金、仕送り等すべての収入を含む）が生活保護の最低生活水準以下
 - ウ 住民税課税者に扶養されていない。また、住民税課税者と生計をともにしていない
 - エ 預貯金が過大でない。（1世帯100万円＋世帯員×50万円以下）
 - オ 活用できる資産が無いが、活用しても生活が困窮していると認められる
- ④ 上記①②③以外のその他の特別事情（過大な借金の返済、生計中心者との生き別れ・離婚など）により、保険料を納めることができないと認められる方。

介護保険に関する お問い合わせ先

木曾広域連合介護保険係
電話 0264-23-1050
FAX 0264-23-1052
または
各町村役場の介護保険担当係





「木曾消防出動せよ」

災害のない木曾を目指して

「安心して生活のできる地域」を目標に広域消防本部は活動をしています。しかし、災害は時として訪れます。

新年度を迎え、新たな災害を防ぐことを目的に、昨年管内で発生した災害状況を掲載しました。

2004年の出動状況

(前年比)

火災	34件 (+18件)
救急	1,561件 (-17件)
救助	59件 (+12件)
その他災害	86件 (-10件)

主な災害

- 3月7日 南木曾町 取材ヘリの墜落炎上火災
- 5月27日 日義村 一般住宅4棟、倉庫5棟消失
- 6月4日 木祖村 プロパンガスボンベ爆発事故
- 7月13日 新潟県見附市水害への緊急援助隊出動要請
- 7月17日 福井県水害への緊急援助隊出動要請
- 10月20日 台風23号(トカゲ)における列車脱線事故



4月26日 三岳村

一般住宅から発生した火災が山林へ延焼しました。
木曾消防署・地元消防団・木曾福島町消防団・長野県消防防災ヘリコプターで消火活動を行いました。

10月23日 新潟県中越地震

緊急消防援助隊第2次派遣隊が出動。
長岡市妙見町の土砂崩れ現場において親子3人の救出活動を実施しました。



消防署予防係からのお知らせ

平成18年6月1日から新築の住宅には住宅用(火災)警報器等の設置が必要となります。

木曾広域連合職員数の現況(平成17年4月1日現在)

木曾広域連合には、16の施設があり146名の職員が働いています。
主な施設ごとの職員数は次のようになります。

事務局	20名	北部クリーンセンター	9名
広域消防	63名	南部クリーンセンター	3名
木曾寮	27名	木曾文化公園	4名
環境センター	20名		



■ 本誌に関するご意見・ご感想をお気軽にお寄せください。

〒399-6101 長野県木曾郡日義村4898-37 電話 0264-23-1050 FAX 0264-23-1052
ホームページ <http://kisoji.com/kisokoiki> E-mail soumu@kisoji.com

■ 広報きそネットの朗読テープを無料で貸出しています。ご利用の際は上記へお電話下さい。